

広島県告示第五百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十四年広島県告示第四百八十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・九一八号横路四丁目白石線

三 事業施行期間

平成二十四年五月二十一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十四年広島県告示第四百八十九号の事業地のうち、広島県呉市広大新開二丁目及び広大新開三丁目地内において、事業地を変更する。

使用の部分

変更なし